



「人権」や「権利擁護」について、いっしょに考えてみませんか！！

曼珠沙華が田んぼの畦を彩る 9月19日に第183回障害者地域生活支援研究会が開かれました。今回のテーマは『～障害者権利条約の批准に向けて！～「人権」や「権利擁護」について、いっしょに考えてみませんか！！』です。

最初は、北九州市立大学法学部 准教授 植木 淳さんから、『障害差別解消法の意義と課題』と題し、1990年に制定されたアメリカの障害差別禁止法「障害のあるアメリカ人に関する法律」に関する内容を交えて『障害者差別解消法』が制定されるまでのながれをお話し頂きました。植木さんは、障害を理由とする差別の禁止に関する法制定に向けた検討を行う「障害者政策委員会 差別禁止部会委員」として関わっておられましたので、差別禁止法から差別解消法に至った経緯等、私見も入れながら分かりやすくお話し頂きました。



続いて、北九州市身体障害者福祉協会 副理事長 竹田 英樹さんからご発言を頂きました。竹田さんは、自立支援協議会 権利擁護部会で作成した人権啓発冊子「心つながる人と街 障害のある人たちの人権を考えよう」の作成秘話や、障害当事者としてのお話しをして頂きました。啓発冊子完成後は、冊子を持って話に行く機会があり、話をすると障害に対して理解を示してくれる一方で、障害のある人は“可哀そう”と思われることがあるとのこと。障害のある人への合理的配慮を考える時に、“可哀そう”との理由で「合理的配慮＝特別扱い」することではなく、「合理的配慮＝当たり前」のこととして対応している社会になって欲しいとのことでした。



最後に、福岡県立北九州視覚特別支援学校 校長 吉松 政春さんからご発言頂きました。吉松さんは障害当事者でもあります。今回は教育者として教育に関連するご発言を頂きました。

昨年、日本の支援学校の今後の方向性を示す答申が出されました。しかし、その中には今回の差別解消法の対象に学校がなっているかは明確に示されておらず、今後文部科学省の指針に沿って合理的配慮がされるのではないかと期待されているとお話でした。また、教育現場では“インクルーシブ教育～障害のある児童もない児童も一緒に学ぶ～”が推進されているとのことですが、学校だけではなく、社会全体で障害者児を支えていくことが大切であるとお話でした。

会場の参加者から『障害者差別禁止法』が、最終的に『障害者差別解消法』という名称になる等、「障害のある人たちの差別問題に関して社会全体がトーンダウンしているのではないか」という意見や、「権利を主張しなければ“障害者間の格差”が生じる恐れがあるのでは」と今後の取り組みを懸念する意見等がありましたが、権利を主張しながら、個人だけではなく社会全体を変えていく取り組みを、今後は推進していく必要があるとの意見がありました。



この他に『障害者差別解消法』には法律の矛盾点等があることや、相談窓口が明確になっていない現状等が課題とされていますが、法律が成立したことにより、広く社会に対して“障害のある人の人権や権利擁護についてのメッセージ”を届けられるようになります。そのため今後は、法律の中身を充実させていくことが重要であり、2016年4月の施行予定に向けて『障害者差別解消法』に何を“プラスα”していくのかを地域の中で検討していく必要があると思います。支援研究会でも再度取り上げたいテーマの1つだと思いました。



今回の参加者は41名。内11名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。

今日のキーポイントは『合理的配慮～障害者が障害のない者と同様に、人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために、必要かつ適切な現状の変更や調整を行うこと～』かなあ。

この合理的配慮の提供義務に関して、国の策定は義務で地方自治体の策定は努力義務！？地方分権改革の観点から北九州では独自で議論が重ねられていくんだって。市の動向から目が離せないね！



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

